

## やまなし県有林J－VER売払要領

(趣旨)

第1条 この要領は、自らの活動に伴い排出する温室効果ガスを認識し、及び削減した上でその排出量を埋め合わせる取組を実施する事業者、団体等に対しやまなし県有林J－VERを売り払うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) やまなし県有林J－VER 環境省が運営するオフセット・クレジット(J－VER)制度に基づいて認証されたやまなし県有林活用温暖化対策プロジェクト(県有林の経営活動によるCO<sub>2</sub>吸収量の増大に関する県のプロジェクトをいう。)により発行されたオフセット・クレジットをいう。
- (2) オフセット・クレジット CO<sub>2</sub>排出量を相殺するカーボン・オフセットの取組に用いるクレジットをいう。
- (3) J－クレジット登録簿システム 環境省が運営するオフセット・クレジット(J－VER)制度に基づき発行されるオフセット・クレジット(J－VER)を管理し、その取得、移転及び無効化について、電子的に記録するためのシステムをいう。

(購入希望者の募集等)

第3条 やまなし県有林J－VERの購入を希望する者(以下「購入希望者」という。)の募集は、県及び知事が別に定めるところにより県から購入希望者の募集に関する業務の委託を受けた者が行うものとする。

2 やまなし県有林J－VERの売払いは県が保有するオフセット・クレジットの数量の範囲内で行うものとし、その数量は県ホームページ等で公表するものとする。

(売払価格)

第4条 やまなし県有林J－VERの売払価格は、知事が別に定めるものとする。

2 前項の売払価格は、公表するものとする。これを改定した場合も同様とする。

(購入の申込み)

第5条 やまなし県有林J－VERの購入の申込みは、購入申込書(様式第1号)を持参又は郵送により知事に提出して行うものとする。

2 前項の申込みは、1二酸化炭素換算トン(t-CO<sub>2</sub>)単位で行うものとする。

3 知事は、第1項の申込みを行った者(次条から第8条までにおいて「申込者」という。)に対し、やまなし県有林J－VERの使用の目的及び方法に関する資料その他の資料の提出を求めることができる。

(契約締結の拒絶)

第6条 やまなし県有林J－VERは、申込者が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、売払いを行わないものとする。

- (1) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている事業者、団体等
- (2) 次のアからオまでのいずれかに該当する事業者、団体等

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に不正に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

（3）前号アからカまでに掲げる者がその経営に実質的に関与している事業者、団体等

（4）やまなし県有林J－VERの適正な実施ができないと認められる者

（購入者の決定）

第7条 知事は、第5条第1項の申込みがあったときは、先着順に当該申込みの内容を審査してやまなし県有林J－VERの購入者とするかどうかを決定し、その結果について当該申込みを行った者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、購入者とする旨の決定に係るものにあつては購入決定通知（様式第2号）、購入者とならない旨の決定に係るものにあつてはその旨及び理由を記載した書面により行うものとする。

（契約の締結）

第8条 知事は、前条第1項の規定により購入者を決定したときは、やまなし県有林（J－VER）売買契約書（様式第3号）により当該決定に係る者と契約を締結するものとする。

（売買代金の納付）

第9条 前条の規定によりやまなし県有林J－VER購入の契約を県と締結した者（以下「購入者」という。）は、やまなし県有林J－VERの売買代金を、知事が発行する納入通知書により、指定する期日までに納入するものとする。

（やまなし県有林J－VERの移転及び無効化）

第10条 県は、前条の売買代金の納入を確認した後、J－クレジット登録簿システムにおいて、売り払ったやまなし県有林J－VERを県の保有口座から購入者の保有口座に移転するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、購入者がJ－クレジット登録簿システムにおける口座を有せず、又はその購入に係るやまなし県有林J－VERの無効化（オフセットで使用するクレジットをJ－クレジット登録簿システム上の無効化口座に移転することにより当該クレジットを使用することができない状態にすることをいう。以下この項において同じ。）を求める場合においては、県は、自己の保有口座にあるやまなし県有林J－VERのうち、当該購入者に売り払った数量に相当する数量のやまなし県有林J－VERの無効化を行うものとする。

（購入後の報告）

第11条 知事は、購入者に対し、やまなし県有林J－VERの使用内容について報告を求めることができるものとする。

2 前項の求めを受けた購入者は、購入したやまなし県有林J－VERの使用内容について知事に報告するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年8月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年3月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月18日から施行する。